

平成26年4月21日

第22回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 2 2 回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成 2 6 年 4 月 2 1 日(月) 午後 3 時 3 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

1 議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可諮問決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可諮問決定について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項目的の買受適格証明願について

議案第 6 号 農地利用変更届について

議案第 7 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

2 番 委員	3 番 委員	4 番 委員
5 番 委員	6 番 委員	7 番 委員
8 番 委員	9 番 委員	10 番 委員
11 番 委員	12 番 委員	13 番 委員
14 番 委員	15 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	22 番 委員	23 番 委員
24 番 委員	25 番 委員	26 番 委員
27 番 委員	28 番 委員	29 番 委員
30 番 委員	31 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

1 番委員

1 活動休止委員

21 番委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

主幹兼振興係長

農地担当主幹

振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後3時30分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>本日は、会長が公務による東京出張のため、欠席となっておりますので、2番委員の私が、議長を務めさせていただきます。 よろしく願いいたします。 ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第22回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「14番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>3ページをお開きください。 今回のあっせん申し出の取下げは2件です。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 番号2については、お目通しください。 2件とも、借り人が見つかったためであります。報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見</p>

事務局
議長
事務局

決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。
はい、議長。
はい、事務局。
4ページをお開きください。
今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案2件です。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
番号2については、お目通しください。
今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議方よろしくお願いいいたします。以上です。
議長
ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番と2番についてご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員
議長
「なし」の声あり。
議案第1号のうち、所有権移転分の1番と2番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員
議長
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から13番を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。
事務局
議長
事務局
はい、議長。
はい、事務局。
利用権設定分については、議案書の5ページから8ページになります。
今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案13件です。内訳は、すべて新規の利用権設定で13件、合計の面積は22,181㎡となっています。
以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から10番について

事務局
議長
事務局

ご審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行い、事務局へ結果報告がなされておりますので、事務局の説明を求めます。

はい、議長。

はい、事務局。

それでは、担当地区委員からの営農状況等の調査結果の報告をいたします。

1番ですが、27番委員、19番委員に調査していただきました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

オクラ25a、サツマイモ24a、ソラマメ35a、ジャガイモ24aの栽培を計画しており、目標年間販売高約350万円を目指しています。

ただし、1年目のオクラは7aほどとして、徐々に作付面積を増やしていきたいということでした。

農機具等については、必要分は所有しており、労力についても農繁期は、母親の協力を得ながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。

次に2番から5番ですが、13番委員、12番委員に調査していただきました。貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

申請人は、農業後継者として以前より農業をしておりましたが、規模拡大ということで、今回新たに利用権の設定をするとのことでした。

オクラ8a、エンドウ30a、ソラマメ25aの栽培を計画しており、目標年間販売高約300万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力についても家族等の協力を得ながら経営していくとのことでした。

営農計画書を資料の2ページに添付しています。

今年のオクラの作付面積は8aであります。これは、地権者の方が緑肥等を植えてあるため、来年以降は作付面積を増やしていく予定でございます。

次に6番から9番ですが、27番委員、2番委員に調査していただきました。貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回農業を始めるにあたり、正式に農地の貸借を設定いたします。オクラ20a、スナップエンドウ14aの栽培を計画しており、目標

年間販売高約300万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力についても妻の協力を得ながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付しています。

次に10番ですが、3番委員、10番委員に調査していただきました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

申請人は、建築業をしている主人が、現在ケガをしているということで、友人から農業をやってみないかと勧められ、今回農業を始めるにあたり、正式に農地の貸借を設定いたします。

オクラ20a、スナップエンドウ25a、ソラマメ10aの栽培を計画しており、目標年間販売高約300万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力についても友人の協力を得ながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の4ページに添付しています。

以上、報告いたしましたとおり、各申請人は農業に対し大変意欲的であり、新規就農者となることから、承認しても良いのではないかと判断したところですが、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。

(19番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席を確認する。)

次に、利用権設定分の2番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、議長の私、2番委員が退席をいたしますので、振興部会長の24番委員に議長をお願いい

議長

委員
議長

委員
議長

たします。

(2番委員が退席し、議長を24番委員に交代する。)

議長 ご質疑、ご意見等はございませんか。

8番委員 はい、議長。

議長 はい、8番委員。

8番委員 ちょっとお尋ねしたいのですが。10aあたりの賃借料の件なのですが、農用地内でありながら安いんですが、条件が悪い所なのか、あるいは貸人の好意によってこういった額なのか、参考までにお聞かせください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今回の2番、3番、4番、5番の賃借料につきましては、これらの土地に現在所有者の方が植木や緑肥を植えておまして、また風通しも悪く、作付けにはあまり良好でないということで、この賃借料になっているということでございます。

議長 よろしいですか。

8番委員 はい、分かりました。

議長 ご覧のとおり、農振地域内、農振外となっております。ご理解ください。ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の2番については原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

これをもちまして、議長を2番委員に交代いたします。

(2番委員が復席し、議長を2番委員に交代する。)

議長 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番についてご審議願います。これにつきましても、会議規則第25条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
（12番委員の復席を確認する。）
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から10番についてご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。
議案第1号のうち、利用権設定分の4番から10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

23番委員
議長 はい、ちょっと待ってください。
はい、23番委員。

23番委員
委員 10番は新規就農者となっていますが、この説明がありませんでしたが。「ありましたよ。」という声あり。

23番委員
議長 ありましたかね。ああ、あったですね。
しばらく休憩いたします。
（休憩）
それでは再開いたします。
ご異議なしと認めてよろしいでしょうか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の11番から13番についてご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。
議案第1号のうち、利用権設定分の11番から13番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の11番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。
これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査

16番委員
議長
小委員長

の報告を求めます。

はい、議長。

はい、16番委員。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について
4月10日の転用調査時に、15番、16番、17番の委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から13番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から10番は売買、11番から13番は贈与による申請でございます。

14番は前回の委員会において、ご承認いただいた「農地法第3条第1項目的の買受適格証明願い」について、譲受人が公売物件を落札したことによる申請でございます。

11番及び12番は知人による贈与で、13番は兄への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の6ページから46ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、4番委員の退席を求めます。

(4番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(4番委員の復席を確認する。)

次に、議案第2号の2番から14番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号の2番から14番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の2番から14番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

16番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、16番委員。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番について、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は通路です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、不許可の例外である転用事業不可欠通路等に該当いたします。

資料の47ページをお開きください。

申請地は、荳口営農研修館から西へ630m行った所の農地で、東、西、南は畑、北は農業用施設に接しています。

平成19年3月から通路として利用していることから、始末書付の申請になります。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。周辺に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断

するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。
 議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
 それでは、議案第3号について、ご審議願います。
 ご質疑、ご意見等はございませんか。
 委員 「なし」の声あり。
 議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
 委員 「異議なし」の声あり。
 議長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
 次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。
 これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。
 16番委員 はい、議長。
 議長 はい、16番委員。
 小委員長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について
 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。
 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は駐車場です。
 農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。
 資料の48ページをお開きください。
 申請地は、高野原公民館から北へ99m行った所の農地で、東、西、南、北とも宅地に接しています。
 来客用の駐車場が手狭になったことから、今回、申請地を購入して駐車場にする予定です。
 土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。周辺に農地がないことから、問題はないものと思われま。また、一般基準上の問題も特にありませんでした。
 次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の49ページをお開きください。

申請地は、指宿図書館から北へ142m行った所の農地で、東は市道、西は宅地と畑、南と北は畑に接しています。

現在、借家住まいであることから、申請地を購入し一般住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の50ページをお開きください。

申請地は、国立病院機構指宿病院から東へ503m行った所の農地で、東と南は畑、西と北は水路に接しています。

申請地を10年間の使用貸借の契約を結び、転用するものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。東側と南側に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、貸駐車場です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、拡張部分の面積が既存施設の2分の1を越えないものであれば良いということから、不許可の例外である既存施設の拡張に該当いたします。既存施設面積2,854㎡に対して、転用面積764㎡ですから、2分の1以内になります。

資料の51ページをお開きください。

申請地は、大山駅から西へ828m行った所の農地で、東は宅地、西と南は畑、北は道路に接しています。

申請地を購入し、経営する会社へ駐車場として貸し出すということです。土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。西側と南側に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたしま

す。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の52ページをお開きください。

申請地は、小牧営農研修センターから東へ292m行った所の農地で、東は里道と山林、西は市道、南は墓地、北は畑に接しています。

土地の形状については、防護柵を設置し、敷地部分は防草用シートを張り、その上に砂利を敷く予定です。

ソーラーパネル枚数96枚、設置角度15度、発電出力25.92kWです。周辺に農地がありますが、現在は不耕作地で問題はないものと思われます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の53ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から南へ475m行った所の農地で、東は里道、西は宅地、南は市道、北は雑種地に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため申請地を購入して、一般住宅を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。土砂、雨水の流出がないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものとして判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の54ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から北へ4m行った所の農地で、東は里道、西と北は宅地、南は市道に接しています。

息子たちが帰省した時や来客時、路上駐車していたことから、隣接地を購入して駐車場にするものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。周辺に農地がないことから、問題はないものと思われます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の55ページをお開きください。

申請地は、五郎ヶ岡公民館から東へ384m行った所の農地で、東、南、北は畑、西は道路と畑に接しています。

土地の形状については、盛土を0.8mから1mし、周囲をフェンス及び有刺鉄線で囲むとのことです。ソーラーパネル枚数400枚、設置角度10度、発電出力100kWです。申請地は湿地帯であるため、栗石を投入し、その上にシラスを敷き詰める予定とのことです。

隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、放課後等ディサービス及び児童発達支援事業所です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の56ページから57ページをお開きください。

申請地は、市役所から東へ1,111m行った所の農地で、東は雑種地、西は市道、南は畑、北は道路に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックは設置予定です。社会福祉法人あすなろ福祉会は、指宿市湯の浜において、賃貸物件を利用して放課後等ディサービス事業（定員20人）と児童発達支援事業（定員10人）を実施しており、申請地購入後に児童発達支援事業の定員を20人に増員する予定とのことです。隣接地の雑種地を一体利用し、総事業計画面積は2,998㎡となります。

南側に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、観葉植物の出荷場です。

資料の58ページから59ページをお開きください。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地で、市役所から北へ624m行った所の農地で、東と南は道路、西と北は畑に接しています。土地の形状については、現状で境界ブロックについては予定です。観葉植物の出荷量増に伴う輸送用車両の大型化に対応するため、申請地を農用地利用計画で出荷場に転用するとのことでした。

西側と北側に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第4号の1番から10番について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

20番委員 はい、議長。

議長 はい、20番委員。

20番委員 3番の件なんですけれども。これは、土地を造成する形になるんですよ。協進建設のこれです。今の状態では、たぶん半分しか砂は入っていません。道路の横にちゃんと側溝があったと思うんですけど。あれは、埋めるんですか。

小委員長 それは、そのままじゃないですか。

議長 はい、事務局。

事務局 今回の20番委員さんの質問にお答えいたします。今言われたとおり、道路側に側溝があります。そこはそのまま残して、残りの所を資材置場として利用するとのことでした。

20番委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。

委員 ほかにございませんか。

議長 「なし」の声あり。

議長 議案第4号の1番から10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号の1番から10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第5条第1項目的の買受適格照明願いについて」を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

議案第5号 買受適格証明による申請について 5条分です。

これにつきましても、4月10日の転用調査時に現地調査を行いましたので、報告いたします。

資料は60ページにあります。

この案件は、公売される予定の農地を農地転用し資材置場として利用したいとのことから、買受適格証明願いが出されたものです。

申請人は、指宿市山川大山3065番地7 TK、土地所有者は、指宿市山川大山3027番地 UH、公売に付される土地の所在地は、山川大山字下出3089番1、面積は361㎡です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請地は、小川区集落センターから南へ372m行った所の農地で、東と西は畑、南は鉄道用地、北は宅地に接しています。

周辺農地への影響や、一般基準上の問題も特に認められないことから問題は無いものと判断されます。

なお、落札した場合には、直ちに農地法第5条の転用許可申請手続きを行うこととなりますが、今回現地調査を行っておりますことから、再度の審議を経ることなく会長の決裁において承認できるよう条件を付し、併せてご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農地利用変更届について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

16番委員

はい、議長。

議長

はい、16番委員。

小委員長

議案第6号 農地利用変更届について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の61ページをお開きください。

申請地は、二月田自治公民館から西へ380m行った所の農地で、東と西は道路と畑、南は道路、北は雑種地に接しています。申請地は道路より1m位低いことから、今回、1mの盛土を行い、同じ高さにするとのことです。

番号2番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の62ページをお開きください。

申請地は、五郎ヶ岡公民館から西へ223m行った所の農地で、東は宅地と畑、西は5条許可地、南は水路、北は畑に接しています。申請地は周辺の土地より0.4m位低いことから、0.4mの盛土を行い、同じ高さにするとのことです。もう既に工事に着手していることから、始末書付になります。

以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第6号の1番と2番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

23番委員

はい、議長。

議長

はい、23番委員。

23番委員

1番の土地なんですけど、これはもうやっているんじゃないですか。始末書付ではありませんが、もう、ユンボを入れてならしている。あづま葬祭の横でしょ。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

私達が行った時は、重機も何もなくて、今から入れるということでしたけど。

23番委員

しょっちゅう、あそこを通るから分かるんですよね。検査が来るからと言って、退かしたかもしれません。

議長

暫時休憩を取ります。

(休憩)

それでは、再開いたします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

今の23番委員さんの、始末書を付けてくださいということですので、

	申請人に、始末書を付けてもらうようにいたします。
議長	それで、23番委員いいでしょうか。
23番委員	はい。確認をしてからですね。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第7号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	20ページをお開きください。 今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は5件です。 先ほど3番を取下げということで、4番が3番に順次繰り上がっていきますので、売渡、貸付は5件になります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 番号2から5番につきましては、お目通しください。 なお、所在地図及び字図につきましては、資料の63ページから74ページに添付してありますので、ご参照ください。 次に、農用地あっせん申し出のうち、買受、借受・希望をご説明いたします。21ページをお開きください。件数は2件です。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 番号2につきましては、お目通しください。 皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見等はありませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	売渡、貸付の

	番号1は14番と32番委員。番号2は32番と1番委員。 番号3は2番と24番委員。番号4は29番と31番委員。 番号5は7番と4番委員。
議長	買受、借受の、 番号1は5番と3番委員。番号2は5番と3番委員。 ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	議案第7号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は事務局案のとおり決定いたします。
委員	本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。
議長	「なし」の声あり。 ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	その他(議案22ページを参照して説明) 1. 4月の行事報告 2. 5月の行事予定 3. その他
議長	ほかにございませんか。
16番委員	はい、議長。
議長	はい、16番委員。
16番委員	局長は、紹介があったのですが、後任の職員は知らない方もいるので、最初に紹介するべきじゃないかなと思うんですけど。
議長	しばらく休憩を取って、紹介してもらいます。 (休憩) 再開いたします。
委員	ほかにございませんか。よろしいですか。
議長	「なし」の声あり。 ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第22回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。

(閉会 午後4時35分)

指宿市農業委員会会長代理 2番委員

議事録署名委員 14番委員

議事録署名委員 15番委員

|

|

